

令和7年度12月（第9回）雲仙市教育委員会定例会会議録

期　　日　　令和7年12月25日（木）午後2時2分から午後5時10分
場　　所　　雲仙市千々石庁舎3階　大会議室
出　席　者　　・大津善信教育長　・江川儀平教育長職務代理者　・進藤梓委員
　　　　　　・寺田三千裕委員　・田中恭子委員
　　　　　　・事務局　　〔　本田教育次長、草野総務課長、松田学校教育課長
　　　　　　　　宮崎生涯学習課長、梶山スポーツ振興課長
　　　　　　　　総務課藤田課長補佐（書記）〕
欠　席　者　　・なし

傍　聴　者　　1名

会議日程

第1 前回会議録承認の件

第2 報告事項

- 1 教育長の報告
- 2 各課の事業等の取組状況及び計画
- 3 各課からの報告

第3 付議事項

議案第15号　雲仙市小・中学生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

議案第16号　雲仙市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

議案第17号　雲仙市立小・中学校共同実施室の設置並びに組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程について

第4 その他

次回雲仙市教育委員会定例会の招集日程について

教育長が令和7年度12月（第9回）雲仙市教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 前回会議録承認の件

- ・「前回会議録承認の件」を議題とし、教育長から令和7年度第8回定例会及び第1回臨時会会議録署名委員に江川委員及び寺田委員を指名する。

委員

- ・一部文言の修正をお願いする。

事務局

- ・資料の修正を行う。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから、令和7年度第8回定例会及び第1回臨時会会議録の承認を宣言する。

日程第2 報告事項

1 教育長の報告

- ・教育長が月例報告について、資料により説明・報告を行う。

委員

- ・古文書研究会の「定書等控帳」は、数年前に出された冊子を改訂されたものか。

事務局

- ・別の古文書を解読したものである。

委員

- ・雲仙B A S E 体育館は、おばまの森が所有しているのか。

教育長

- ・旧雲仙小学校の施設を雲仙B A S E と呼んでおり、市の所有である。

委員

- ・新しくできた小浜体育館の愛称はあるのか。

事務局

- ・今のところ愛称はなく、ネーミングライツ制度を活用して募集を検討しているところである。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

2 各課の事業等の取組状況及び計画

事務局

- ・資料により各課別に説明する。

委員

- ・工事の契約実績を示されているが、すでに工事に着手しているものはあるのか。

事務局

- ・直近で契約したものなど着手していないものもあるが、ほとんどが着手済みである。

委員

- ・南串中学校 3階止水板設置工事とはどのようなものか。

事務局

- ・南串中学校のバルコニーにあるドアの下部から雨水が廊下へ入り込むことがあり、止水板を設置するものである。

委員

- ・南串中学校の校舎は、増設してあると思うが、そのつなぎ目部分ではないのか。

事務局

- ・つなぎ目がバルコニー部分と同じ場所か把握できていない。

委員

- ・事務職員の不祥事がニュースになっていたが、市主催で、市内の事務職員を集めた研修会は行っているのか。もしくは、事務職員の集まりの中で、教育委員会事務局職員が赴いて指導・説明等を行っているのか。

事務局

- ・年間を通じて隨時、事務職員の集まりがあっており、必要に応じ事務局職員が出向いて説明等を行っている。

委員

- ・学校教育課は、学校訪問で諸表簿の点検等を行っているが、総務課は点検等は行っているのか。

事務局

- ・行っていない。

委員

- ・不祥事に関して、県から文書の発出はあっているのか。

事務局

- ・県教委が懲戒処分等を行った場合には、原則的に次の日には通知がある。それを各学校に配付し、校長から指導してもらうよう依頼している。

委員

- ・事務職員を未配置の学校は市内にあるのか。

事務局

- ・全ての学校で配置している。

委員

- ・臨時採用の事務職員は何人いるのか。

事務局

- ・5名である。

委員

- ・そういう職員の指導等は、共同実施室で行っているのか。

事務局

- ・委員のおっしゃるとおりである。共同実施室の室長が中心となって指導等を行っている。

委員

- ・1月の取組で、小浜町での新春茶道教室とあるが、場所は惜梅亭なのか。

事務局

- ・惜梅亭は数年前に売却されて無くなっている。新春茶道教室は公民館等で行っている。

委員

- ・少年の主張大会に参加した。子どもたちが自分なりの考えを発表していて素晴らしいかった。大人の参加者がもう少し多ければさらによいと感じた。発表の内容をホームページに載せるとか広報紙に載せるとかはできないか。

事務局

- ・広報紙に掲載する予定である。

委員

- ・次回の会議時でよいので、中学受験の状況資料をいただきたい。

事務局

- ・次回会議時にお示しする。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

3 各課からの報告

事務局

- ・教育次長から令和7年第4回雲仙市議会定例会の概要について説明する。

委員

- ・部活動の地域展開に関して、認可制のことがニュースになっていた。どういった内容か。

事務局

- ・部活動の受け皿団体として認可し、補助や施設使用料の免除等を行うものである。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

日程第3 付議事項

議案第15号 雲仙市小・中学生遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・提案理由のうち、「現行の手続に合わせた事務処理に見直すため」とはどういうことか。

事務局

- ・要綱上、校長を代理人として手続きすることとなっているが、紙申請と電子申請両方で受け付けているものがあり、必ずしも校長を代理人とする必要がないため、現状の手続きに合わせ改正するものである。

委員

- ・統廃合により遠くの学校に通わざるを得ない児童に関して距離に応じて補助金を交付するものであるという認識だが、統廃合以外で通学距離が長い者に関しての補助金を出している案件はあるのか。

事務局

- ・補助金交付要綱で、補助のメニューとして2つの補助金がある。一つ目は、統廃合により遠距離となる児童・生徒に対し、公共交通機関の定期券を現物給付するもの。もう一つは、統廃合に關係なく通学の距離により一定の金額を交付するものである。今回の千々石第

二小学校の統合に関しての要綱改正は、定期券を交付する対象者を追加する内容である。統廃合に關係せず、通学距離が長い者に関する補助は、今回の要綱改正での制度変更はなく、小学校と中学校でそれぞれ距離に応じた金額の補助金を毎年交付している。

委員

- ・交付要綱に対象となる学年記載があるが、対象とならない学年はどうなるか。

事務局

- ・例えば、千々石第一小学校に対象となる学年は、「1年、2年」とあるが、これは過去に下峰地区に学校があった時に、そこには1年生と2年生が通っており、3年生以上は第一小学校へ通っていたという経緯があり、こういった制度になっている。
3年生以上に関しては定期券の現物給付はないが、要綱に定める距離を満たしている場合には、定額の補助金給付でカバーできるものと考えている。

委員

- ・北串小学校の対象地区に浜地区があるが、ここに何かあったのか。

事務局

- ・分校があったと聞いている。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第16号 雲仙市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第17号 雲仙市立小・中学校共同実施室の設置並びに組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・今回の改正で旧町内の学校で共同実施室が異なるといったことが解消されるが、これまでで不都合なことはあったのか。

事務局

- ・同じ町内であっても共同実施室を跨いだやり取りが発生する場合などがあり、旧町内は同じ室にしてもらいたいとの要望があつていています。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

日程第4 その他

事務局

- ・雲仙市教育振興基本計画の素案について説明する。
- ・「教員による児童生徒性暴力防止法」で義務化された教員採用時の性暴力処分歴データベースについて、適切に活用していなかった報道に関連し、雲仙市での活用状況についての委員からの問い合わせに対して、教員採用は県の業務である旨を説明する。
- ・次回、雲仙市教育委員会定例会の招集日程について、令和8年1月28日（水）午後2時00分から開催することを確認する。
- ・雲仙市総合教育会議の日程について、令和8年2月3日（火）午後2時00分から開催することを確認する。

教育長

- ・他に意見、質問、報告等がないことを確認し、令和7年度12月（第9回）雲仙市教育委員会定例会の閉会を宣言する。